

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 協同組合においては、昭和29年以来60年間にわたり、法人税法の規定により、法人税率の軽減税率が適用されているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容 一般事業会社への法人税率（法人税法第66条第1項）の引下げを行う場合には、協同組合の特性を踏まえ、軽減税率19%（法人税法第66条第3項）についても引下げを行う。</p>		
関係条文	<p>地方税法23条、51条、292条、314条の4 法人税法第66条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲576 （ ▲3,743 ） [平年度] ▲576 （ ▲3,743 ） ※法人税減税の規模が不明であるため、仮に1%引き下げられたものとして試算。 ※（ ）内は、平成26年度の見込額をもとに算出。 [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、経営基盤を健全化させることにより地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 協同組織金融機関の主要取引先である中小企業には下請企業が多く、景気の変動や、親会社の倒産による連鎖倒産に陥りやすく（信用リスクが相対的に高い）、利益率も低い等の特徴がある。 さらに、協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行と違い、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。 これらのことから、協同組織金融機関はその会員又は組合員の相互互助のための事業というその本来的役割を従前に果たし、地域の中小企業等に対する融資の円滑化を通じて地域創生や我が国企業の競争力強化に貢献していくため、軽減税率が必要とされるものである。本措置は、地域金融システムの安定化の観点からも、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の健全化につながる重要性の高いものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	7-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本比率を高め、経営基盤を強化し、地域金融システムの安定化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置とする。少なくとも延長とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	協同組織金融機関は、景気変動の影響を受けやすい中小企業が主要取引先であり、また、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が少ない。本措置は協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の健全化に寄与しており、地域の中小企業等への資金供給に貢献している。なお、具体的な目標達成金額等はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数は、437 協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む）が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の健全化に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一般貸倒引当金の割増特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、経営基盤を健全化させることで中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの健全化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員（組合員）に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p> <p>協同組合金融機関への軽減措置は昭和 29 年以来 60 年間にわたり講じられてきたところである。協同組織金融機関が、引き続きその機能を発揮し、地域に対する円滑な融資を行うためには、自己資本の充実、経営の健全化が不可欠であり、また、今後も地域金融システムの安定化を図る上でも、軽減措置が必要であることから、一般事業会社への法人税率（法人税法第 66 条第 1 項）の引下げを行う場合には、軽減税率（法人税法第 66 条第 3 項）についても引下げを行うことを要望するものである。</p>
ページ	7-2	

税負担軽減措置等の適用実績	(百万円)					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	法人住民税	2,915	3,818	3,605	3,102	3,734
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし。					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。					
前回要望時の達成目標	なし。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし。					
これまでの要望経緯	なし。					
ページ	7—3					